

### 3つのポリシー(外国語学部英米語学科)

<p>建学の理念</p>	<p>「公正な世界観にもとづき時代と社会の要請に応えていく実学」の教授研究を通して、「国際社会に貢献できる豊かな教養を備えた人材」を育成します。</p>
<p>大学の教育理念・方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 言語を「コミュニケーション・ツール」として位置づけ、より実践的な言語教育を行います。</li> <li>・ 他国の言語・文化を修得・理解するレベルにとどまらず、日本語・日本文化の礎を踏まえ、自らの考えを自由に発信できるより高度で創造的なレベルでの言語運用能力の修得をめざします。</li> <li>・ 言語教育にとどまらず、平和な国際社会の構築に貢献しうる人材として必要な「国際学」「外国学」に関する国際教育に力を注ぎ、豊かな人間性に裏付けられたコミュニケーション力を培うための教養教育を重視します。</li> </ul>
<p>学部(学科)の人材養成目的</p>	<p>(外国語学部) 高度で実践的な言語運用能力の構築を行うのみならず、諸外国・地域に関する知識、言語・文化・歴史・宗教等を異にする人々との共生を志向する国際感覚、豊かな専門知識と幅広い視野を兼ね備えた人材の育成を目的とします。</p> <p>(英米語学科) 高度で実践的な英語運用能力の向上を図るとともに、英語圏をはじめとする諸外国・地域の歴史や文化に関する幅広い理解、国際感覚、ならびに豊かな専門知識を育むことにより、国際社会で活躍できる人材の育成を目的とします。</p>
<p>学位授与の方針(DP)</p>	<p>本学科の人材養成目的を達成するため、次に掲げる知識・技能などを身につけた者に、「学士(英語学)」の学位を授与します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 人文科学および社会科学の英語基礎文献を正確に理解し、思考力、表現力を高めて、自らの意見を英語で発信できるようになる。</li> <li>2. クリティカルかつロジカルに、ものごとを理解し、英語で発信できるようになる。</li> <li>3. 自分の専門領域(国際関係、国際文化、言語)に対する深い専門性を英語で探究することにより、グローバル社会で求められる専門的知識・教養を身につけ、一層豊かな国際感覚を磨いて、多文化共生の国際社会で活躍できるようになる。</li> </ol>
<p>教育課程の編成・実施の方針(CP)</p>	<p>〔教育課程の編成にかかる基本方針〕 本学科では、ディプロマ・ポリシーに掲げる知識・技能などを修得させるために、専門教育科目、全学共通教育科目を体系的に編成し、授業を開講します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コミュニケーション・ツールとしての実践的な英語力の養成をめざします。</li> <li>・ 学生のキャリア目標に応じた専門科目を体系的に学修するためコース制をとります。</li> <li>・ 専門教育科目において、英語学・文学等に関する科目とともに文化・歴史・社会等に関する科目をここに位置づけ、これらの科目について一定程度の深い専門性を加えた内容を学習することによって、いわゆる「外国学」を広く修得することとし、全学共通教育科目を含めた教育課程全体で「幅広い教養と豊かな人格形成」をめざします。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 教育内容について             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 1・2年次の専門必修科目(コア必修科目)では、英語を集中して学び、基礎学力はもとより、人文科学・社会科学の英語基礎文献を正確に理解し、思考力、表現力などの向上をめざします。</li> <li>(2) 専門選択科目では、各自が選択したコースの専門領域(国際関係、国際文化、言語)に関する知識の深化をめざすとともに、クリティカルかつロジカルに、ものごとを理解し、英語で発信できる力やグローバルな視野の獲得をめざします。</li> <li>(3) 全学共通教育科目では、幅広い教養とインターンシップなどを通してキャリア形成の修得をめざします。</li> </ol> </li> <li>2. 教育方法について             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 英語教育プログラムでは、学修コーディネーション委員会の下、Content-based approach(内容重視の外国語教育法)を用いた英語学習を行います。</li> <li>(2) 英語教育プログラムにおいては、英語外部試験による客観的な指標によりクラス編成を行い、少人数によるクラス編成により各自のレベルに応じた科目履修を行います。</li> <li>(3) 英語をより学びたい者は、海外提携校との協働プログラムによる高度な英語プログラムにて学修します。</li> <li>(4) 専門選択科目においては、コース制(国際関係、国際文化、言語の3コース)を導入します。</li> <li>(5) 主体的に学ぶ力を高めるため、ディスカッション、プレゼンテーション、グループワークなどの教育方法を活用したアクティブ・ラーニング型授業を実施します。</li> <li>(6) クラスアドバイザー制度により、4年間の学びを通して順次的・発展的に学修が行えるように学修支援ならびに指導を行います。</li> <li>(7) 本学独自の多彩なプログラムによる海外提携校への留学を推奨し、留学先大学での学修を通して、知識はもとより国際感覚、グローバルな視野などを身につけます。</li> </ol> </li> <li>3. 学修成果の評価について 学修成果の評価は、単位修得の確認などにより行います。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 修得科目、留学等の体験、およびクラスアドバイザーによる面談記録など4年間の学修記録としてのポートフォリオにより、学修成果の達成度をディプロマ・ポリシーに照らし総合的に評価します。</li> <li>(2) 長期留学にかかる英語力については、TOEFLなどの英語外部試験の客観的な指標を設け学修成果を検証します。</li> </ol> </li> </ol>

## 3つのポリシー(外国語学部英米語学科)

入学者受入れの方針(AP)	<p>本学科の教育上の目的として定める人材を育成するため、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを踏まえ、「求める人材像」を次のとおり定め、高等学校での学習を通しての基礎的な知識として、英語力を中心とする基礎学力などをもとに選抜を行い、入学者を受け入れます。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 求める人材像について 高等学校までの履修内容を通して、論理的に自分の意見を発信でき、とりわけ「英語」の学習において、「聞く・話す・読む・書く」の4技能の基礎的な内容を身につけた上で、<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 高等学校での学習・活動を通しての基礎的な知識・技能や目的意識・意欲のある人</li><li>(2) 実践的な英語力を向上させるとともに、深い専門性を英語で探究することにより、国際社会で活躍できるキャリア形成をめざす強い意志を持つ人</li></ol></li><li>2. 評価方法について 上記のような学生を選抜するため、形態ごとに以下のような試験を行い、本学で学修するための基盤となる学力などについて評価します。<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 一般選抜 ア. 一般入試 個別学力検査(外国語、国語)により評価します。また、本学の教育プログラムや海外留学で求められる語学力と思考力・判断力を備えた入学者を選抜する入試については、英語の資格・検定試験を活用するなど、多面的・総合的に評価します。<ol style="list-style-type: none"><li>イ. 大学入学共通テスト利用入試 大学入学共通テストの得点により評価します。</li></ol></li><li>(2) 学校推薦型選抜 ア. 公募制推薦入試においては、基礎学力検査として英語を課し、調査書等、学校長推薦書を総合して評価します。<ol style="list-style-type: none"><li>イ. 指定校制推薦入試においては、書類選考および口頭試問(面接)を総合して評価します。</li></ol></li><li>(3) 特別型選抜 ア. 2カ年留学チャレンジ入試においては、書類選考、小論文、口頭試問(面接)を総合して評価します。<ol style="list-style-type: none"><li>イ. 特技入試においては、書類選考、小論文、口頭試問(面接)を総合して評価します。</li><li>ウ. 社会人入試においては、書類選考、筆記試験(英語、小論文)、口頭試問(面接)を総合して評価します。</li><li>エ. 帰国生徒入試においては、筆記試験(英語、小論文)および口頭試問(面接)を総合して評価します。</li></ol></li></ol></li></ol>
---------------	--

2017年4月1日施行(2017年3月11日制定)  
2018年4月1日施行(2018年2月26日改定)  
2018年9月1日施行(2018年10月19日改定)  
2020年4月1日施行(2020年3月7日改定)